

# Enrolled Agent

## Part 2 : Businesses

2014 edition 補助レジュメ

GLEIMテキスト問題集

全問ポイント日本語解説集

### 《当レジュメについてのご注意》

当レジュメは、U.S.CPA (TAX) 学習経験者を対象とし、効率よく EA 試験合格を目指していただくために作成したものです。EA 試験はすべて英語による試験ですが、日本人が内容を理解するにあたっては日本語の方が効率的であることは言うまでもありません。そのため当レジュメでは GLEIM テキスト掲載の各問のポイントを日本語で解説しています。GLEIM の英文問題解説を直訳（全訳）したものではなく、関連するポイントを含め要点をコンパクトにまとめたものです。

### 《税法数値等について》

EA 試験では、一部の数値を正確に覚えていることが要求されます（但し選択肢より推測が可能な問題もあります）。2014年5月1日～2015年2月28日までの試験期間は、2013年度申告の数値での出題となります。

### 《問題のランク分け》

GLEIM テキスト問題集掲載の問題について、下表の3つにランク分けしています。

|              |                                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|
| <b>A ランク</b> | U.S.CPA 試験内容と重複する基本的な問題<br>※一部、FAR（財務会計）・BEC（管理会計）の内容を含む。         |
| <b>B ランク</b> | EA 試験特有の上級論点（細かい論点）を含む問題                                          |
| <b>C ランク</b> | 合否には影響が少ない余力がある方向けの問題<br>※チャレンジ問題または細かすぎる暗記が要求される問題を C ランクとしています。 |

A および B ランクのみで十分合格が可能です。

GLEIM は75%以上の正答率を理想的な合格レベルとしています。

※当補助レジュメ内 問題番号脇に★マークが付いている問題は、講義中に演習する問題であり、A ランクと B ランクの『厳選問題』となります（但し一部 C ランクも含めています）。

皆様が当レジュメを活用することによって、短期合格を勝ち取られることを祈念しております。

TAC 米国税理士（EA）講座

# Part 2 : Businesses

Part 2では、事業に関連する連邦税法が出題される。

Part 2の出題範囲に含まれる事業の形態は、以下の通り。

| 事業の形態       | 主要な申告書番号                        |
|-------------|---------------------------------|
| 個人事業主（自営業者） | Form 1040 Schedule C・Schedule F |
| パートナーシップ    | Form 1065                       |
| 普通法人        | Form 1120                       |
| S コーポレーション  | Form 1120S                      |
| 遺産財団・信託     | Form 1041                       |
| 非課税組織       | Form 990                        |

※主要なフォーム（申告書およびその他の調書）は巻末資料に掲載している。

※従業員を雇用する場合・パートナーシップや法人を設立した場合等には、雇用関連税の納付や所得税申告時に必要な雇用主識別番号（Employer Identification Number : EIN）を取得しなければならない。

EIN の申請は **Form SS-4**（EIN 申請書）を提出するまたはオンラインで行うことができる。

なお、法人名義の銀行口座を開設する際にも通常 EIN が要求される。

| Study Unit 1-7 Business Income or Losses（事業所得全般） |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>SU1</b>                                       | <b>Entity Types, Accounting Methods and Periods（事業形態、会計処理方法と課税年度）</b><br>1-1 Business Entities（事業形態）<br>1-2 Accounting Methods（会計処理方法）<br>1-3 Accounting Periods（課税年度）                                                                                                                                             | <b>p.5</b>  |
| <b>SU2</b>                                       | <b>Income, Farms, and Property Transactions（所得計算、農業と資産取引）</b><br>2-1 Gross Income（総所得）<br>2-2 Self-Employment Income（自営業者所得）<br>2-3 Farming Income and Expense（農業所得と経費）<br>2-4 Small Business Stock（適格中小企業株式）<br>2-5 Like-Kind Exchanges（同種資産の交換）<br>2-6 Involuntary Conversions（強制的転換）                            | <b>p.11</b> |
| <b>SU3</b>                                       | <b>Business Expenses（事業経費）</b><br>3-1 Compensation（給与賃金・付加給付・役員報酬）<br>3-2 Cost of Goods Sold（売上原価）<br>3-3 Interest Expense（支払利息）<br>3-4 Rent Expense（支払家賃）<br>3-5 Taxes（諸税金）<br>3-6 Manufacturing Deduction（製造業控除）                                                                                                 | <b>p.21</b> |
| <b>SU4</b>                                       | <b>Other Deductions（その他の事業経費）</b><br>4-1 Entertainment Expense（交際接待費）<br>4-2 Travel Expense（旅費交通費）<br>4-3 Insurance Expense（支払保険料）<br>4-4 Bad Debts（貸倒損失）<br>4-5 Business Gifts（事業上の贈答品）<br>4-6 Other Business Expenses（その他の事業経費）<br>4-7 Business Use of Home（住宅の事業使用）<br>4-8 Statutory Employees（特定法規により規定された従業員） | <b>p.31</b> |

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>SU5</b>                                    | <b>Basis (資産のベース)</b><br>5-1 Basis (資産のベース)<br>5-2 Adjustments to Basis (資産のベースに対する調整)<br>5-3 Uniform Capitalization Rule (統一資本化ルール)<br>5-4 Inventory Valuation (棚卸資産の評価方法)                                                                                                                                                                                                                    | <b>p.41</b>  |
| <b>SU6</b>                                    | <b>Depreciation (減価償却)</b><br>6-1 Depreciation Methods (減価償却方法)<br>6-2 Sec.179 Expense (179 条即費用化の選択)<br>6-3 Amortization (無形資産の償却)<br>6-4 Depletion (減耗償却)<br>6-5 Deprecation Recapture (減価償却リキャプチャー)                                                                                                                                                                                         | <b>p.51</b>  |
| <b>SU7</b>                                    | <b>Credits, Losses, Additional Taxes (税額控除、損失の取扱い、その他の税)</b><br>7-1 General Business Credit (一般事業税額控除)<br>7-2 Net Operating Loss (NOL) (欠損金)<br>7-3 Casualty and Theft Losses (災害盗難損失)<br>7-4 Hobby Losses (趣味的活動から生じた損失)<br>7-5 Additional Taxes (その他の税)                                                                                                                                      | <b>p.63</b>  |
| <b>Study Unit 8-10 Partnership (パートナーシップ)</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |
| <b>SU8</b>                                    | <b>Contributions to Partnership (パートナーシップへの拠出)</b><br>8-1 Partnership Defined (パートナーシップの定義)<br>8-2 Filing Requirements (申告義務)<br>8-3 Contributions to a Partnership (パートナーシップへの拠出)<br>8-4 Partnership Interest (パートナーシップ持分)                                                                                                                                                                    | <b>p.75</b>  |
| <b>SU9</b>                                    | <b>Partnership Operations (パートナーシップの事業活動)</b><br>9-1 Partnership Operations and Partner's Taxable Income (事業活動とパススルー課税)<br>9-2 Distribution of Partnership Assets (パートナーシップからの分配)<br>9-3 Partners Dealing with Their Own Partnership (パートナーシップその他の論点)                                                                                                                                          | <b>p.83</b>  |
| <b>SU10</b>                                   | <b>Disposition of a Partner's Interest (パートナー持分の処分)</b><br>10-1 Sale of a Partnership Interest (パートナーシップ持分の売却)<br>10-2 Liquidating Distributions (清算に伴う分配)                                                                                                                                                                                                                                     | <b>p.95</b>  |
| <b>Study Unit 11-16 Corporation (普通法人)</b>    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |              |
| <b>SU11</b>                                   | <b>Corporations (法人に関する各種定義および規則)</b><br>11-1 Businesses Taxed as Corporations (法人として課税される事業体)<br>11-2 Controlled Groups (支配会社グループ)<br>11-3 Personal Service Corporation (PSC) (人的役務提供法人)<br>11-4 U.S. Source Income (米国源泉所得)<br>11-5 Tax Return Filing (申告期限)<br>11-6 Alternative Minimum Tax (AMT) (代替ミニマム税)<br>11-7 Accumulated Earnings Tax (留保利益課税)<br>11-8 Estimated Tax Payments (予定納税) | <b>p.105</b> |
| <b>SU12</b>                                   | <b>Corporate Formation (法人の設立)</b><br>12-1 Recognized Gain or Loss (法人設立における損益認識)<br>12-2 Basis of Assets Transferred in an Exchange (出資資産と株主の株式の basis)<br>12-3 Corporate Organization and Start-Up Expenses (創立費・新規事業開拓費)                                                                                                                                                                    | <b>p.119</b> |
| <b>SU13</b>                                   | <b>Corporate Income and Losses (法人の所得および損失)</b><br>13-1 Income Tax Liability (法人所得税額)<br>13-2 Income from Bonds and Debt Obligations (負債からの所得)<br>13-3 Net Operating Loss (NOL) (欠損金)<br>13-4 Capital Losses (キャピタル・ロス)<br>13-5 Related Party Transactions (関係者間取引)                                                                                                                            | <b>p.133</b> |

|                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <b>SU14</b>                                       | <b>Corporate Deductions (法人の事業経費)</b><br>14-1 Dividends-Received Deduction (受取配当控除)<br>14-2 Charitable Contributions (寄付金控除)<br>14-3 Other Corporate Deductions (その他の控除)<br>14-4 Corporate Tax Return Schedules (法人税申告書の別表)                                                          | <b>p.149</b> |
| <b>SU15</b>                                       | <b>Distributions (法人からの分配)</b><br>15-1 Earnings and Profits (留保利益と分配の法人側での取扱い)<br>15-2 Shareholder Treatment of Distributions (分配の株主側での取扱い)<br>15-3 Stock Distributions (株式による分配)<br>15-4 Backup Withholding (バックアップ源泉徴収)                                                            | <b>p.163</b> |
| <b>SU16</b>                                       | <b>Corporate Liquidations and Redemptions (法人の清算と株式の償還)</b><br>16-1 Redemptions (株式の償還)<br>16-2 Complete Liquidation (法人の完全清算)<br>16-3 Partial Liquidation (法人の部分清算)                                                                                                                 | <b>p.177</b> |
| <b>Study Unit 17 S Corporation (Sコーポレーション)</b>    |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| <b>SU17</b>                                       | <b>S Corporations (S コーポレーション)</b><br>17-1 Eligibility and Election (適用要件と選択)<br>17-2 Operations (事業活動とパススルー課税)<br>17-3 Distributions (Sコーポレーションからの分配)<br>17-4 Special Taxes (Sコーポレーションへの課税)                                                                                         | <b>p.189</b> |
| <b>Study Unit 18 Estate and Trust (遺産財産と信託)</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| <b>SU18</b>                                       | <b>Decedent, Estate, Trust Income Tax Return (遺産財産・信託の所得税申告書)</b><br>18-1 Decedent's Final Income Tax Return (故人の最終所得税申告書)<br>18-2 Income in Respect of a Decedent (IRD) (故人に関連した所得)<br>18-3 Income Taxation of Estates and Trusts (遺産財産・信託の所得税申告)<br>18-4 Fraudulent Trusts (詐欺的信託) | <b>p.201</b> |
| <b>Study Unit 19 Retirement Plans (退職年金プラン)</b>   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| <b>SU19</b>                                       | <b>Retirement Plans for Small Businesses (小規模事業における退職年金プラン)</b><br>19-1 Simplified Employee Pension (SEP) (セッププラン)<br>19-2 Savings Incentive Match Plans for Employees (SIMPLE) (シンプルプラン)<br>19-3 Keogh Plans (キーオープラン)<br>19-4 Retirement Distributions and Loans (退職後の引出しと借入れ)     | <b>p.215</b> |
| <b>Study Unit 20 Exempt Organizations (非課税組織)</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |              |
| <b>SU20</b>                                       | <b>Exempt Organizations (非課税組織)</b><br>20-1 Exempt Organizations (非課税組織)                                                                                                                                                                                                             | <b>p.225</b> |



## 1

## ACCOUNTING METHODS AND PERIODS

A16問 (59.2%) B8問 (29.7%) C3問 (11.1%)

主に会計処理方法（例：現金主義、発生主義）と課税年度に関する問題を演習する。

GLEIM Text p.23

## 1-1. Business Entities（事業形態）

## 1. B ランク★

出題トピック 有限責任会社 (LLC)

Answer (B) is correct.

LLC（有限責任会社：Limited Liability Company）は**Form 8832**：Entity Classification Electionを提出することによりCorporationとしての課税も選択できるが、Form 8832を提出せず選択を放棄した場合には、メンバーが2人以上の内国LLCであればPartnershipとして課税、メンバーが1人（個人）の場合は個人事業主として課税される。  
 ∴選択肢（B）が正解となる。

## 2. B ランク

出題トピック 有限責任会社 (LLC)

Answer (D) is correct.

LLCと比較検討の対象となりやすい事業形態としてS Corpがあるが、下記を確認しておく。※S Corpについては、【SU17】にて解説する。

## 《S Corp と LLC の主な共通点》

- LLCは通常Partnershipとして課税される。よってパススルー課税（二重課税の回避が可能）。
- LLCのメンバー全員が有限責任（全メンバーが有限責任性を失うことなく経営に参加できる）。

## 《S Corp と LLC の主な相違点》

S Corpと比較した場合のLLCの有利な点は、以下の通りである。

- Partnershipの課税の場合、連邦税法上、LLCのメンバーの持分のbasisには、パートナーと同様に、LLCの負債の変動が反映される。これにより、LLCのメンバーは、同じく有限責任&パススルー課税のS Corpの株主とは違い、出資額以上（+直接貸付額）の損失控除を受けられる（但し、メンバーが「リスクを負担する額」までとなる）。  
 ∴選択肢（A）は正しい。
- メンバーの数や種類等についての制限がない。一方、S Corpの場合、株主の数は100人以下、株主は個人等（※法人は不可）である必要があり、非居住外国人は株主にはなれない。  
 ∴選択肢（C）は正しい。

従って、正しい選択肢となる（A）と（C）両方を含む**選択肢（D）が正解となる。**

※LLCのメンバーは、一定の例外はあるが、原則としては、Partnership課税の場合、パートナーと同様に、自営業者税の対象となる。これは、S Corp株主と比較した場合のLLCメンバーの不利な点といえる。自営業者税については【SU2】で解説する。

## 1-2. Accounting Methods (会計処理方法)

### 3. B ランク★

#### 出題トピック 会計処理方法の変更

**Answer (A) is correct.**

発生主義⇄現金主義の変更、棚卸資産の評価方法の変更といった、会計処理方法を変更する場合には IRS の承認が必要となり **Form 3115 : Application for Change in Accounting Method** の提出義務がある。

但し、以下の場合には Form 3115 の提出義務はない。※一部の具体例となる。

- ・ LIFO (後入先出法) の採用  
※ LIFO を採用する際には、**Form 970 : Application to Use LIFO Inventory Method** の提出が必要となる。
- ・ 減価償却の定率法から定額法への変更
- ・ 有形固定資産の耐用年数の変更

**選択肢 (A) :** 税額計算における計算ミスの訂正の場合は、Form 3115 の提出義務はない。

∴ **選択肢 (A) が正解となる。**

### 4. A ランク★

#### 出題トピック 会計処理方法

**Answer (B) is correct.**

IRS は、税務上発生主義・現金主義に加え **Hybrid method (現金主義と発生主義の混成法)** も容認している。

Hybrid method の下では、現金主義を採用することができる納税者についても、棚卸資産を有する場合は、その「売上」と「売上原価」を発生主義で認識しなければならない。但し、その他の所得と費用項目については現金主義を用いることができる。

**選択肢 (B) :** 現金主義・発生主義いずれかの方法を採用した場合、「所得と費用」の認識は同一の方法で行う必要がある。例えば、所得は現金主義で認識を遅らせ、費用は発生主義で前倒して控除するなどといったことは認められていない。∴ **選択肢 (B) が正解となる。**

### 5. A ランク

#### 出題トピック 会計処理方法

**Answer (B) is correct.**

IRS は、税務上発生主義・現金主義に加え Hybrid methods も容認している。

∴ **選択肢 (B) は誤った記述であり正解となる。**

### 6. A ランク

#### 出題トピック 会計処理方法

**Answer (D) is correct.**

Special method とは、現金主義または発生主義とは別の特殊な会計基準を指すが、IRS はこれらの Special method も容認している。

Special method とは、「割賦基準 (installment method)」等をいう。

∴ **選択肢 (D) が正解となる。**

### 7. A ランク

#### 出題トピック 会計処理方法

**Answer (D) is correct.**

**選択肢 (A) (B) (C) :** Cost method (原価法)、FIFO (先入先出法)、LIFO (後入先出法) はそれぞれ認められた会計処理方法である。

※棚卸資産の評価については **【SU5】** にて解説する。

**選択肢 (D) :** Trade discount method (業者間値引) は、棚卸資産の会計処理方法ではなく、原価法における調整事項である。業者間値引を受けた場合、表示価格ではなく実際に支払った価格を取得原価とする。

∴ **選択肢 (D) が正解となる。**

## 8. A ランク★

## 出題トピック 現金主義

Answer (D) is correct.

## 現金主義を採用することができる者

発生主義採用が義務付けられている者を除く納税者が現金主義を採用することができる。  
個人の納税者、S Corp やパートナーシップは原則現金主義を採用している。

## 発生主義採用が義務付けられている者

①C Corp、②C Corp をパートナーに持つパートナーシップ、③タックスシェルターについては、原則として現金主義の採用が認められておらず、発生主義を採用しなければならない。

但し、上記①②にであっても、下記のいずれかに該当する場合には現金主義を採用可。

- ・当年度を含む直近3年間の平均年間総売上が500万ドルを超えない①②の場合。
- ・適格人的役務提供法人(qualified personal service corporation)の場合。
- ・農業従事者：年間総売上が2,500万ドルを超えない家族農業法人(family farm corporation)、及び年間総売上が100万ドルを超えない農業法人の場合。

※問12の解説も参照のこと。

選択肢 (A) (B) (C) は現金主義を採用可。

∴**選択肢 (D) が正解となる。**

## 9. A ランク

## 出題トピック みなし受領

Answer (D) is correct.

現金主義を採用する納税者は、実際に現金や現物を受領した年度またはみなし受領(constructive receipt)した年度に所得を認識する。費用については、実際に支出した年度に認識し控除する。∴**選択肢 (D) が正解となる。**

みなし受領とは、実際に手元に現金等を受領しなくても、納税者が制約なく受領することが可能な状態にあれば、受領したとみなすということである。

＜みなし受領の具体例＞

例①：銀行の預金利息 ※利払日に課税。

例②：社債の利息（利札） ※利払日に課税。

例③：株式の配当 ※小切手の受領日に課税。

## 10. A ランク★

## 出題トピック みなし受領

Answer (A) is correct.

みなし受領 (constructively receipt) の規定により、\$1,000の利息は利払日を含む2011年の利子所得としてすでに申告されているはずである。  
∴2013年度の申告の対象となるのは、

**選択肢 (A)：\$0となる。**

## 11. C ランク

## 出題トピック 発生主義

Answer (C) is correct.

選択肢 (A)：発生主義に関して正しい記述である。

選択肢 (B)：前受所得 (prepaid income) は、会計主義にかかわらず（つまり、発生主義を採用している納税者であっても）、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。  
∴正しい。

**選択肢 (C)：**発生主義を採用する納税者は、現金等の受領にかかわらず、所得が稼得された年度に所得を認識する。所得が稼得された時点とは、商品の引渡し・役務の提供など現金等を受領する権利が確定するためのすべての出来事が発生し、かつ、その受領額が測定可能である時点を目指す。これを **All event test** という。  
※関係者間の取引においては、納税者が発生主義を採用していても、取引の相手の関係者が現金主義を採用している場合、納税者は取引相手となる関係者と同一の方法を用いなければならない。∴**選択肢 (C) は誤った記述であり正解となる。**

選択肢 (D)：発生主義を採用する納税者は、費用が発生した年度に控除することができる。費用が発生した時点とは、以下2つの要件を満たした時点という。∴正しい。

・ **All event test** とは、債務が確定するためのすべての出来事が発生し、その債務額が測定可能であること。

・ **Economic performance test** とは、納税者に債務を発生させる役務や資産が納税者に提供されていること。

## 12. A ランク

出題トピック 会計処理方法

Answer (C) is correct.

### 棚卸資産を有する場合

棚卸資産を有する場合は、その「売上」と「売上原価」を発生主義で認識しなければならない。但し、上記の例外として、以下のいずれかに該当する者については、現金主義での認識が認められる。

- ・ **適格納税者 (qualifying taxpayer) :**  
当年度を含む直近 3 年間の平均総売上が 100 万ドルを超えない納税者。
- ・ **適格小規模事業納税者 (qualifying small business taxpayer) :**  
主たる事業活動が製造業・卸売業・小売業・採掘業・情報産業以外の適格事業で、当年度を含む直近 3 年間の平均総売上が 100 万ドル超から 1,000 万ドル以下の納税者。※この例外規定は、C Corp 及び C Corp をパートナーに持つパートナーシップには適用されない。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 13. A ランク

出題トピック 現金主義

Answer (D) is correct.

John 氏は現金主義を採用している。2013 年度に受領した  $\$2,000 + \$500 + \$800 = \$3,300$  を認識する。∴ 選択肢 (D) が正解となる。

## 14. A ランク

出題トピック 発生主義

Answer (C) is correct.

Mark 氏は発生主義を採用している。現金等の受領にかかわらず、稼得された年度に所得を認識する。Mark 氏は 2013 年 12 月 30 日に商品を送ったため、同年 2013 年度に  $\$500$  の所得を認識する。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 15. A ランク

出題トピック みなし受領

Answer (B) is correct.

選択肢 (B) : 第三者との単なる約束に過ぎず、現金主義におけるみなし受領 (constructive receipt) にあたらない。∴ 選択肢 (B) が正解となる。選択肢 (A) (C) (D) : みなし受領の具体例となる。

## 16. A ランク

出題トピック 現金主義

Answer (C) is correct.

選択肢 (A) : パートナーシップは、原則現金主義を採用できる。

選択肢 (B) (D) : 個人事業主 (自営業者) は、原則現金主義を採用できる。

選択肢 (C) : C Corp をパートナーに持つパートナーシップの場合は原則発生主義となるが、直近 3 年間の平均年間総売上が 500 万ドルを超えていなければ現金主義を採用できる。本問では、500 万ドルを超えているため、発生主義を採用しなければならない。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 17. A ランク

出題トピック 現金主義 (役務の交換)

Answer (C) is correct.

現金主義では実際に現金を受領した場合にのみ所得を認識すると考えてしまいがちであるが、現金以外の資産や役務を受領した場合にも所得認識が行われる。

本問のような役務の交換の場合には、現金の授受が生じないが、役務を受領した年度に所得を認識する。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 18. A ランク

出題トピック 現金主義および発生主義

Answer (A) is correct.

2013 年に提供した役務の対価として、現金ではなく、金券 (store credit) を受領した。

本問では現金主義と発生主義のどちらを採用しているか明記されていないが、どちらの場合でも 2013 年に  $\$3,500$  の所得を認識する。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 19. B ランク★

|        |              |
|--------|--------------|
| 出題トピック | 役務提供に対する前受所得 |
|--------|--------------|

**Answer (B) is correct.**

前受所得 (prepaid income) は、会計主義にかかわらず (つまり、発生主義を採用している納税者であっても)、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。

但し、上記原則の例外として、発生主義を採用する納税者が役務提供に対して受領した前受所得のうち、当課税年度中に未履行の役務提供に係る部分については、翌課税年度末まで認識を繰り延べることが認められる。

当初の契約では翌課税年度末までにすべての役務提供が完了することになっていたが、なんらかの理由により翌課税年度末までにその一部を履行することができなかった場合でも、翌課税年度に繰り延べられた全額を翌課税年度の所得として認識しなければならない。

2012年度  $\$2,400 \times 1/12 \text{dance lessons} = \$200$

2013年度  $\$2,400 - \$200 = \$2,200$

∴選択肢 (B) が正解となる。

## 20. B ランク

|        |              |
|--------|--------------|
| 出題トピック | 役務提供に対する前受所得 |
|--------|--------------|

**Answer (B) is correct.**

問19の解説を参照のこと。

2012年度  $\$800 \times 10/40 \text{ art lessons} = \$200$

2013年度  $\$800 - \$200 = \$600$

2014年度  $\$0$

∴選択肢 (B) が正解となる。

## 21. B ランク

|        |              |
|--------|--------------|
| 出題トピック | 役務提供に対する前受所得 |
|--------|--------------|

**Answer (B) is correct.**

問19の解説を参照のこと。

2012年度  $\$3,200 \times 8/64 \text{ lessons} = \$400$

2013年度  $\$3,200 - \$400 = \$2,800$

∴選択肢 (B) が正解となる。

## 22. A ランク

|        |      |
|--------|------|
| 出題トピック | 発生主義 |
|--------|------|

**Answer (C) is correct.**

発生主義を採用する納税者は、現金等の受領にかかわらず、稼得された年度に所得を認識する。2012年12月29日に商品を発送したため、同年2012年度に所得を認識する。

∴選択肢 (C) が正解となる。

## 23. A ランク

|        |               |
|--------|---------------|
| 出題トピック | 現金主義 vs. 発生主義 |
|--------|---------------|

**Answer (B) is correct.**

発生主義を採用する Watson 社は、支払利息が発生した2012年度に認識し控除する。

他方、現金主義を採用する Eric 氏は、実際に現金を受領した2013年度に受取利息を認識する。∴選択肢 (B) が正解となる。

## 24. C ランク

|        |       |
|--------|-------|
| 出題トピック | 農業従事者 |
|--------|-------|

**Answer (C) is correct.**

前払費用 (prepaid expenses) は、会計主義にかかわらず (つまり、現金主義を採用している納税者であっても)、原則として、費用を対応期間に配分し控除しなければならない。

但し、上記原則の例外として、農業従事者 (farmer) が翌年度以降分の飼料 (feed) を前払いした場合、当該課税年度におけるその他の農業に係る経費 (other farming expenses) の50%を上限として費用を認識し控除することができる。∴本問では、 $\$3,000$ の前払飼料のうち  $\$2,000 \times 50\% = \$1,000$  を Year 1 に控除可。∴選択肢 (C) が正解となる。

### 1-3. Accounting Periods (課税年度)

#### 25. B ランク

出題トピック 課税年度

**Answer (A) is correct.**

Fiscal year (会計課税年度)を採用する場合、特に IRS からの承認等は必要ないが、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

∴**選択肢 (A) が正解となる。**

選択肢 (B) (C) (D) は要求されていない。

#### 課税年度

課税年度には、主に以下の3種類がある。

**Calendar year** (暦年課税年度) とは、12月31日に終了する12ヶ月間をいい、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

※パートナーシップ・S Corp・人的役務提供法人 (personal service corporation) は、原則として Calendar year を採用しなければならない。パートナーシップ・S Corp・人的役務提供法人 (personal service corporation) は、Sec.444の規定により、原則的に要求される法定課税年度 (required tax year) とは異なる会計課税年度を用いることも認められている。この選択を行う場合、**Form 8716 : Election To Have a Tax Year Other Than a Required Tax Year** を IRS に提出し承認を受ける必要がある。

※パートナーシップの課税年度の決定方法及び Sec.444規定については【SU8】で解説する。

**Fiscal year** (会計課税年度) とは、12月以外の暦月の最終日 (例：1月31日) に終了する12ヶ月間をいい、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

**52 or 53-week tax year** (会計52-53週課税年度) とは、52～53週で成り立つ、每期同じ月の同じ最終曜日 (例：1月の最終金曜日) に終了する課税年度をいい、それに合わせた帳簿を記録する必要がある。

**Short-period tax year** (短期課税年度) とは、12ヵ月未満の課税年度をいい、採用に当たっては **Form 1128 : Application To Adopt, Change, or Retain a Tax Year** を事前に IRS に提出し承認を受ける必要がある。短期課税年度が生じる要因として、①課税年度の期間を変更する場合や②年度の途中で法人を設立または終了した場合などがある。

#### 26. B ランク★

出題トピック 課税年度

**Answer (C) is correct.**

前問の解説を参照のこと。

選択肢 (A) (B) (D) は、課税年度末になり得る。

選択肢 (A) : 52- or 53-week tax year を採用した場合。

選択肢 (B) : Fiscal year または 52- or 53-week tax year を採用した場合。

選択肢 (D) : Calendar year を採用した場合。

**選択肢 (C) : 4月15日は Calendar year を採用する納税者の個人所得税の申告期限であり、課税年度末にはなり得ない。∴選択肢 (C) が正解となる。**

#### 27. C ランク

出題トピック 短期課税年度

**Answer (C) is correct.**

課税年度の期間を変更した場合、短期課税年度となる。短期課税年度においては、以下の手順で年換算した課税所得に累進税率を適用し所得税額を計算する。※短期課税年度においては、**Itemized deductions** を用いなければならない。

Jones 氏は6ヶ月の短期課税年度となる。

① : AGI から Itemized deductions を控除する。

※Itemized deductions は月割不要。  
 $\text{AGI } \$30,000 - \text{Itemized ded. } \$6,000 = \$24,000$

② : Exemptions の金額を短期課税年度の月数相当額にした上で控除する。

$\$14,800 \div 12 \text{ヶ月} \times 6 \text{ヶ月} = \$7,400$   
 $\text{① } \$24,000 - \text{② } \$7,400 = \$16,600$

③ : 短期課税年度の課税所得を“短期課税年度の月数分の12ヶ月”で1年間相当額に換算する。

$\$16,600 \times \frac{12}{6} \text{ヶ月} = \$33,200$

∴**選択肢 (C) が正解となる。**

## 2

## INCOME AND PROPERTY TRANSACTIONS

A15問 (51.7%) B7 (24.1%) C7問 (24.1%)

Part 1 : Individuals と内容が重複する部分があるが、以下の論点に関する問題を演習する。

- ・ 自営業者（個人事業主）の事業所得・農業従事者の農業所得  
※事業経費については、別途【SU3】及び【SU4】で扱う。
- ・ 資産取引：Sec.1244株式の特例、同種資産の交換、強制的転換

GLEIM Text p.44

## 2-1. Gross Income (総所得)

## 1. A ランク

出題トピック 前受所得

Answer (C) is correct.

- ・ 前受所得 (prepaid income) は、会計主義にかかわらず (つまり、発生主義を採用している納税者であっても)、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。
  - ・ 返却義務のある保証金 (security deposit ; 敷金) は受領年度の賃貸収入には含まれない。
- ∴ 選択肢 (C) : 当年度受領した 6 ヶ月分の家賃 \$2,400 が正解となる。

## 2. C ランク★

出題トピック 趣味 (hobby)

Answer (B) is correct.

個人の納税者が行う「利益獲得を目的としない活動は、一般に、「趣味 (hobby) 的活動」として扱われる。例えば、家庭菜園でできた野菜を知人に安価で譲渡している等。

「趣味」による収入は「雑所得」として課税対象となる。※Form1040の21行目: other income (雑所得) には、特に申告書上記載する行が設けられていない課税対象となる所得項目を記入する。∴ 選択肢 (B) が正解となる。

「趣味」に係った費用は、その年度の GI に含めた当該収入を上限として Itemized deductions の雑控除で控除可 (AGI の 2 % 制限適用)。

※趣味と事業の判別基準の 1 つとして、過去 5 年間のうち 3 年以上利益を出している活動は「趣味」ではなく事業活動とみなされるというものがある。逆に、上記に該当しない場合 (すなわち過去 5 年間のうち利益が出た年が 2 年以下である場合)、他の基準も考慮した上で納税者が利益獲得のための活動であると IRS に対し証明できなければ、「趣味的活動」とみなされることになる。

## 3. A ランク

出題トピック 貸倒損失 (tax benefit rule)

Answer (B) is correct.

タックス・ベネフィット・ルール

過年度に控除をとり税額を減らした項目が回復した際には、その回復した額を、GI に含めなければならない (タックス・ベネフィット・ルール)。GI に含める額は、回復した控除項目が過年度に税額の減少をもたらした範囲に限定される。

当年度回収した \$1,600 を GI に含めなければならない。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 4. A ランク

出題トピック 貸倒損失 (tax benefit rule)

Answer (A) is correct.

問3の解説を参照のこと。

過年度に貸倒損失控除により税額を減らしているため、当年度回収した \$2,000 を GI に含めなければならない。∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 5. B ランク★

出題トピック 貸倒損失 (tax benefit rule)

Answer (C) is correct.

問3の解説を参照のこと。

本問の場合、過年度に貸倒損失控除をとったが税額を減らしていないため、回収した \$20,000 を GI に含める必要はない。

∴ GI に含まれるのは、\$7,500 + \$24,000 (人的役務の出資: 報酬の株式支給) = \$31,500 であり、選択肢 (C) が正解となる。

## 2-2. Self-Employment Income (自営業者所得)

### 6. A ランク★

#### 出題トピック 自営業者税

**Answer (A) is correct.**

Self-employment tax (自営業者税) は、FICA tax の自営業者版となり、Medicare tax および Social Security tax から構成されている。**Form 1040 Schedule SE: Self-Employment Tax** にて計算する。

**選択肢 (A)：** 自営業者が副業で給与所得を得ている場合があるが、給与所得は Self-employment tax (自営業者税) の対象とならない。**∴選択肢 (A) が正解となる。**

**選択肢 (B) (C) (D)：** 従業員 (employee) ではない形態で事業を行う個人 (例：自営業者、法人の取締役、パートナー) が自営業者税の対象となる。パートナーにパス・スルーされる通常事業所得および Guaranteed payment は自営業者税の対象である (但し、1402条にリミテッド・パートナーに関する除外規定あり)。一方、S Corp の株主にパス・スルーされる通常事業所得は自営業者税の対象とはならない。

### 7. A ランク

#### 出題トピック 不動産賃貸所得 vs. 事業所得

**Answer (B) is correct.**

テナントに対し賃貸以外のサービスが提供されない場合の不動産賃貸所得は自営業者税の対象とならない。

一方、テナントに対しメイドサービス等が提供される場合には、(賃貸所得ではなく) 事業所得として扱われ、自営業者税の対象となる。

**∴選択肢 (B)：Bryan 氏のみが正解である。**

### 8. C ランク★

#### 出題トピック 自営業者所得

**Answer (C) is correct.**

問6の解説を参照のこと。

自営業者税の対象となる自営業者所得は、 $\$8,000 + \$1,500 + \$10,000 = \$19,500$  となる。

※保険による給与 (事業) 所得の損失補償等は、社会保障税の源泉徴収制度の対象とはなっていないため、自営業者所得に含め自営業者税の対象となる。

**∴選択肢 (C) が正解となる。**

## 2-3. Farming Income and Expense (農業所得と経費)

### 9. B ランク★

#### 出題トピック 農業従事者の予定納税と申告

Answer (B) is correct.

原則として予定納税義務のある個人の納税者は、暦年課税年度採用の場合、4月・6月・9月・翌年1月の各15日に年4回に分けて予定納税を行う。

#### 農業従事者の予定納税と申告

前課税年度もしくは当課税年度において、GI の3分の2 (66.66%) 以上が農業所得である農業従事者については、特例として下記①か②の納税方法を選択することができる。

- ① 翌年1月15日の1回にまとめて予定納税を行うことができ、申告期限の4月15日までに Form 1040を提出し不足税額を支払う。  
また、予定納税における法定年税額 (required payment) として、以下のいずれか小さい金額を用いることができる。
  - ・ 当年度の納税見込額の2/3 (66.66%)
  - ・ 前年度の納税額の100%

- ② 予定納税を行わず、翌年3月1日までに Form 1040を提出し税額の全額を納付する。

∴正しい記述となる選択肢 (B) が正解となる。

### 10. B ランク★

#### 出題トピック 農業からの総所得

Answer (A) is correct.

#### 家畜の取扱い

売目的で飼養 (raise) した家畜の販売した場合はその売上、**転売目的**で購入した家畜を売却した場合は売上から取得原価を差し引いた額を Form 1040 Schedule F の農業からの GI に含める。

一方、**繁殖 (breeding)・搾乳 (dairy)・荷車等を引くけん引 (draft/hauling)・スポーツ目的で保有する家畜**を売却した場合、これらの家畜は一般に **Sec. 1231 assets** となり、その売却益は原則として長期キャピタル・ゲインとなるので、Schedule F での申告ではない。Sec. 1231 assets とは原則1年超保有の PP&E 等であるが、牛や馬に関しては24ヶ月超保有している場合に Sec.1231 assets となる。

Schedule F における農業からの GI  
 = \$6,100 - \$3,420 (転売目的の家畜の転売益)  
 + \$10,400 (自身で飼養した家畜の売上)  
 = **\$13,080**

※繁殖目的で保有していた家畜の売却益は Schedule F には含まれない。

∴選択肢 (A) が正解となる。

### 11. C ランク

#### 出題トピック 農業プログラム給付金

Answer (D) is correct.

政府からの農業プログラムに対する各種給付金 (agriculture program payments) は農業所得の一部として Form 1040 Schedule F にて申告し、自営業者税の対象となる。

∴選択肢 (D) が正解となる。

## 12. B ランク

### 出題トピック 農業従事者の予定納税と申告

Answer (C) is correct.

問9の解説を参照のこと。

選択肢 (A) (B) (D) : 予定納税を行う場合は翌年1月15日までに予定納税を済ませておく必要があるため誤り。

選択肢 (C) : AMT も予定納税の対象である。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 13. C ランク

### 出題トピック 天災による特例

Answer (C) is correct.

干ばつや水害等の天災により、農業従事者が例年より多くの家畜を売却せざるを得なかった場合、以下の要件を全て満たすことを条件として、その販売益の所得認識を翌年度に繰り延べ可。

＜所得認識の繰り延べ要件＞

- ・ 現金主義採用。
- ・ 天災が原因で、例年より多くの家畜を販売したことを証明可。
- ・ 原因となる天災が連邦政府による援助の対象として指定されている。

※発生主義を採用する納税者は適用不可。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 14. B ランク★

### 出題トピック 農業従事者の予定納税と申告

Answer (D) is correct.

問9の解説を参照のこと。予定納税における法定年税額 (required payment) として、以下のいずれか 小さい金額 を用いることができる。

- ・ 当年度の納税見込額の2/3
- ・ 前年度の納税額の100%

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

## 15. C ランク

### 出題トピック 課税所得の平均化の特例

Answer (A) is correct.

農業所得に関しては、課税所得の平均化 (income averaging) が認められている。課税所得の平均化を選択適用することができるのは、個人事業主、パートナーシップのパートナー、S Corp の株主である。※農業法人となる C Corp、パートナーシップや S Corp 自体、遺産財団・信託は課税所得の平均化を適用不可。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 16. C ランク

### 出題トピック 課税所得の平均化の特例

Answer (B) is correct.

課税所得の平均化を選択する場合、当課税年度の課税所得 (net farm income) を過去3年間に配分し平均化することができる。採用年度には Schedule F 及び **Schedule J : Income Averaging for Farmers** を提出する必要がある。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 2-4. Small Business Stock (適格中小企業株式)

### 17. A ランク★

#### 出題トピック Sec.1244株式の特例

Answer (C) is correct.

Sec.1244株式（適格中小企業株式）の売却・交換・無価値化などにより生じたロスは、**\$50,000**（MFJの場合は**\$100,000**）を限度に、通常損失（ordinary loss）として控除することができる。限度額を超過する部分は、原則通りキャピタル・ロスとなる。∴**選択肢（C）が正解となる。**∴\$125,000の売却損のうち、通常損失となるのは**\$100,000**である。

### 18. C ランク

#### 出題トピック Sec.1244株式の特例

Answer (C) is correct.

Sec.1244株式に関する特例は、中小企業に対する投資促進を目的としているため、該当会社に直接資本を提供し株式の発行を受けた者（original owner）のみ適用可。

問17の解説も参照のこと。

2013年1月に\$10,000出資購入した分については Sec.1244株式に関する特例の対象となるが、2013年7月の追加出資分は特例の対象外である。なぜならば直接\$2,000追加出資（additional contribution）したが株式の発行を受けていないため。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| Amount realized       | \$9,000  |
| —A.B. of the property | (12,000) |

**Realized / Recognized loss (\$3,000)**

\$3,000のロスを通常損失とキャピタル・ロスに比例配分する。

#### <通常損失（ordinary loss）>

$$\$3,000 \times \frac{\$10,000}{\$10,000 + \$2,000} = \$2,500$$

2013年1月出資分に対応する部分のみ、通常損失（ordinary loss）として控除可。

#### <キャピタル・ロス>

$$\$3,000 \times \frac{\$2,000}{\$10,000 + \$2,000} = \$500$$

2013年7月追加出資分に対応する部分は特例の対象外となるため、原則通りキャピタル・ロスとして認識する。

∴**選択肢（C）が正解となる。**

### 19. A ランク

#### 出題トピック Sec.1244株式の特例

Answer (B) is correct.

#### Nebulus Corp. (Sec.1244株式)

|                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| Amount realized                   | \$80,000        |
| —A.B. of the property             | (20,000)        |
| <b>Realized / Recognized gain</b> | <b>\$60,000</b> |

ゲイン\$60,000は、キャピタル・ゲインとなる。

#### Schyst Corp. (Sec.1244株式)

|                                   |                   |
|-----------------------------------|-------------------|
| Amount realized                   | \$5,000           |
| —A.B. of the property             | (60,000)          |
| <b>Realized / Recognized loss</b> | <b>(\$55,000)</b> |

Gabriel 氏（single）はロス\$55,000のうち、**\$50,000**を限度に通常損失（ordinary loss）として控除可。限度額を超過する部分\$5,000（＝\$55,000－\$50,000）は原則通りキャピタル・ロスとなる。

当課税年度中に認識したキャピタル・ゲインとキャピタル・ロスは相殺（内部通算）するため、**キャピタル・ゲイン\$60,000－キャピタル・ロス\$5,000＝\$55,000**のキャピタル・ゲインを認識することになる。

∴**選択肢（B）が正解となる。**

## 2-5. Like-Kind Exchanges (同種資産の交換)

### 20. A ランク★

出題トピック 同種資産の交換  
(対象資産)

**Answer (C) is correct.**

同種資産の交換から実現したゲイン及びロスは、原則として一切認識されない（将来に認識を繰り延べることができる）。但し、交換差金（boot）を受領した場合には、受領した交換差金の FMV を上限としてゲインを認識しなければならない。

#### <対象となる資産>

投資用資産または事業用資産として保有されている資産。家畜、著作権や特許権等の無形資産も同種資産の交換の対象となる。但し、株式・債券（stock & securities） / 受取債権（accounts receivable） / 棚卸資産（inventory） / パートナーシップ持分（partnership interest） / 米国内と米国外の不動産の交換を除く。

**選択肢 (C)：**投資用の土地と事業用の土地の交換は同種資産の交換となる。∴**選択肢 (C) が正解となる。**

**選択肢 (A)：**著作権や特許権等の無形資産は同種資産の交換の対象となるが、その種類が同じである必要がある。∴小説と歌曲では種類が異なるので同種資産の交換とは認められない。  
**選択肢 (B)：**営業権（goodwill）や継続企業価値（going concern value）の交換は、同種資産の交換として認められることはない。

**選択肢 (D)：**米国内の不動産⇄米国外の不動産の交換は、同種資産の交換とは認められない。

### 21. A ランク★

出題トピック 同種資産の交換

**Answer (A) is correct.**

同種資産の交換により受領した新しい資産の basis は以下のように計算する。

|                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>A.B. of property given up</b><br><b>+ Gain recognized</b><br><b>− FMV of boot received</b><br><b>+ Basis of boot given</b><br><b>Basis of property received</b> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| Nelson, Inc.,                                                                             | ⇄ | 交換相手                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------|
| 旧資産<br>FMV\$95,000<br>A.B. \$75,000<br><del>\$5,000 cash</del><br><del>\$5,000 付随費用</del> |   | 新資産<br>FMV \$90,000 |

#### <Gain/loss の計算>

交換差金（boot）を渡したケースであるので、  
No gain or loss recognized (deferred)。

#### <Basis の計算>

|                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| A.B. of property given up         | \$75,000        |
| + Basis of boot given             | 5,000           |
| + Exchange expense※               | 5,000           |
| <b>Basis of property received</b> | <b>\$85,000</b> |

※交換に際して支払った付随費用を加算する。  
例：権利書作成費用（deed preparation fee）などの法律費用。

∴**選択肢 (A) が正解となる。**

## 22. A ランク

出題トピック 同種資産の交換

Answer (B) is correct.

| Rebecca 氏                                                                        | ⇔ | 交換相手                 |
|----------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------|
| 旧資産<br>A.B. \$400,000<br>mortgage \$100,000<br>(交換相手引受分)<br><b>\$10,000 付随費用</b> |   | 新資産<br>FMV \$500,000 |

## &lt;Gain/loss の計算&gt;

本問では Realized gain の金額が問われている。

Amount realized \$590,000※  
—A.B. of property given up (400,000)

**Realized gain \$190,000**

※new FMV + FMV of boot received — FMV of boot given  
— exchange expense

= \$500,000 + \$100,000 (C.O.D.) — \$10,000 (付随費用)

= \$590,000

実現総額 (amount realized) には cancelation of debt (C.O.D.) も含まれる点に注意。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

※交換取引において互いに負債を引き受けたケースでは、互いの負債を相殺して (差額で)、交換差金 (boot) の受け渡し額を計算することになる。

## 23. B ランク★

出題トピック 通常の交換取引

Answer (D) is correct.

| Sylvester 氏                                                                  | ⇔ | 交換相手                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------|
| 旧資産 (動産)<br>A.B. \$90,000<br>FMV \$157,000<br>mortgage \$47,000<br>(交換相手引受分) |   | 新資産 (不動産)<br>FMV \$95,000<br><b>\$15,000 cash</b> |

本問では農機具 (動産) と農地 (不動産) を交換しているため非課税の同種資産の交換とはならない。通常の課税対象となる交換取引である。

## &lt;Gain/loss の計算&gt;

Amount realized \$157,000※  
—A.B. of property given up (90,000)

**Realized / Recognized gain \$67,000**

※new FMV + FMV of boot received — FMV of boot given  
= \$95,000 + \$47,000 (C.O.D.) + \$15,000 (cash received) = \$157,000

同種資産の交換ではない通常の交換取引においては全額 gain/loss を認識するため、上記 Realized gain \$67,000 全額を Recognized gain とする。

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

## 24. A ランク

出題トピック 同種資産の交換

Answer (B) is correct.

| Kayla 氏                                                                                        | ⇔ | 交換相手                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------------------------------------|
| 旧資産<br>FMV \$130,000<br>A.B. \$80,000<br>mortgage \$30,000<br>(交換相手引受分)<br><b>\$5,000 付随費用</b> |   | 新資産<br>FMV \$100,000<br><b>\$10,000 cash</b> |

## &lt;Gain/loss の計算&gt;

本問では Realized gain の金額が問われている。

Amount realized \$135,000※  
—A.B. of property given up (80,000)

**Realized gain \$55,000**

※new FMV + FMV of boot received — FMV of boot given  
— exchange expense

= \$100,000 + \$30,000 (C.O.D.) + \$10,000 (cash received)

— \$5,000 (付随費用) = \$135,000

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 25. A ランク

出題トピック 同種資産の交換

Answer (D) is correct.

| Joe 氏                | ⇔ | 交換相手                                      |
|----------------------|---|-------------------------------------------|
| 旧資産<br>A.B. \$10,000 |   | 新資産<br>FMV \$9,000<br><b>\$1,500 cash</b> |

## &lt;Gain/loss の計算&gt;

|                                                                                                       |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| Amount realized                                                                                       | \$10,500※ |
| —A.B. of property given up                                                                            | (10,000)  |
| Realized gain                                                                                         | \$500     |
| —Deferred gain                                                                                        | 0         |
| Recognized gain                                                                                       | \$500     |
| ※new FMV + FMV of boot received — FMV of boot given<br>= \$9,000 + \$1,500 (cash received) = \$10,500 |           |

Joe 氏は交換差金 (boot: 現金\$1,500) を受領しているため、以下のいずれか小さいほうまで gain を認識しなければならない。

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| ④ < Realized gain    | <b>\$500</b> |
| FMV of boot received | \$1,500      |

## &lt;Basis の計算&gt;

|                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| A.B. of property given up         | \$10,000       |
| + Gain recognized                 | 500            |
| — FMV of boot received            | (1,500)        |
| <b>Basis of property received</b> | <b>\$9,000</b> |

∴ 選択肢 (D) が正解となる。

## 26. A ランク★

出題トピック 同種資産の交換

Answer (B) is correct.

| Andee Partnership    | ⇔ | 交換相手                                       |
|----------------------|---|--------------------------------------------|
| 旧資産<br>A.B. \$10,000 |   | 新資産<br>FMV \$15,000<br><b>\$3,500 cash</b> |

## &lt;Gain/loss の計算&gt;

|                                                                                                        |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| Amount realized                                                                                        | \$18,500※      |
| —A.B. of property given up                                                                             | (10,000)       |
| Realized gain                                                                                          | \$8,500        |
| —Deferred gain                                                                                         | (5,000)        |
| <b>Recognized gain</b>                                                                                 | <b>\$3,500</b> |
| ※new FMV + FMV of boot received — FMV of boot given<br>= \$15,000 + \$3,500 (cash received) = \$18,500 |                |

Andee Partnership は交換差金 (boot: 現金\$3,500) を受領しているため、以下のいずれか小さいほうまで gain を認識しなければならない。

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| ④ < Realized gain    | \$8,500        |
| FMV of boot received | <b>\$3,500</b> |

∴ Andee Partnership は\$3,500の gain を認識し、残り\$5,000分は認識を将来に繰り延べられる。  
∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 27. B ランク

出題トピック 通常の交換取引

Answer (A) is correct.

| Post Partnership         | ⇔ | 交換相手                                     |
|--------------------------|---|------------------------------------------|
| 旧資産 (動産)<br>A.B. \$4,000 |   | 新資産 (不動産)<br>FMV \$9,000<br>A.B. \$8,000 |

本問では農機具 (動産) と農地 (不動産) を交換しているため非課税の同種資産の交換とはならない。通常の課税対象となる交換取引である。

## &lt;Gain/loss の計算&gt;

|                                   |                |
|-----------------------------------|----------------|
| Amount realized                   | \$9,000        |
| —A.B. of property given up        | (4,000)        |
| <b>Realized / Recognized gain</b> | <b>\$5,000</b> |

同種資産の交換ではない通常の交換取引においては全額 gain/loss を認識するため、上記 Realized gain \$5,000全額を Recognized gain とする。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 2-6. Involuntary Conversions (強制的転換)

### 28. A ランク★

#### 出題トピック 強制的転換

Answer (B) is correct.

収用、自然災害などにより強制的に資産を失い保険金・補償金を受領した場合に実現した gain は、代替資産 (replacement property) をその課税年度末より 2 年/3 年以内に取得することを条件として、原則として一切認識されない (将来に認識を繰り延べられる)。

但し、保険金・補償金 > 代替資産の取得価額の場合、手元に残ったお金までは gain を認識しなければならない。

#### <Gain/loss の計算>

|                        |                |
|------------------------|----------------|
| Amount realized        | \$9,000        |
| —A.B. of the property  | (2,000)        |
| Realized gain          | \$7,000        |
| —Deferred gain         | (5,500)        |
| <b>Recognized gain</b> | <b>\$1,500</b> |

手元に残ったお金\$1,500 (＝保険金\$9,000－代替資産の取得価額\$7,500) までは gain を認識しなければならない。

|                            |                |
|----------------------------|----------------|
| ④ < Realized gain          | \$7,000        |
| Cash kept & not reinvested | <b>\$1,500</b> |

Ian 氏は\$1,500の gain を認識し、残り\$5,500分の認識は将来に繰り延べられる。

強制的転換の対象となった資産が事業用資産 (フォークリフト) であるため、認識する gain\$1,500は通常所得 (ordinary income) となる。

∴選択肢 (B) が正解となる。

### 29. A ランク

#### 出題トピック 強制的転換

Answer (C) is correct.

#### <Gain/loss の計算>

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| Amount realized        | \$220,000       |
| —A.B. of the property  | (20,000)        |
| Realized gain          | \$200,000       |
| —Deferred gain         | (165,000)       |
| <b>Recognized gain</b> | <b>\$35,000</b> |

手元に残ったお金\$35,000 (＝保険金\$220,000－代替資産の取得価額\$185,000) までは gain を認識しなければならない。

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ④ < Realized gain          | \$200,000       |
| Cash kept & not reinvested | <b>\$35,000</b> |

Sally 氏は\$35,000の gain を認識し、残り\$165,000分の認識は将来に繰り延べられる。

強制的転換の対象となった資産が事業用資産 (事業用建物) であるため、認識する gain\$35,000は通常所得 (ordinary income) となる。

∴選択肢 (C) が正解となる。



## 3

## BUSINESS EXPENSES

A11問 (36.7%) B10問 (33.3%) C9問 (30%)

SU3では、事業経費となる以下の項目を見ていく (※主なもの)。

|             |      |      |
|-------------|------|------|
| 給与賃金 (付加給付) | 役員報酬 | 売上原価 |
| 支払利息        | 支払家賃 | 諸税金  |

GLEIM Text p.66

## 3-1. Compensation (給与賃金・付加給付・役員報酬)

## 1. C ランク★

## 出題トピック 給与賃金

Answer (B) is correct.

発生主義採用の納税者は、以下の要件をすべて満たしていれば、未払給与を発生した年度に控除することができる。

＜控除の主な要件＞

- ・事業活動を行う上で通常発生し必要な費用 (ordinary and necessary expenses) であり、なおかつ、従業員の役務が事業活動に直接関連していること。
- ・支払額が合理的 (reasonable) な金額であること (同じ状況にある他企業の同様な労働への支払額と比べ著しく高くないこと)。
- ・当課税年度中に従業員による役務が提供済みであること。
- ・従業員への給与の支払いが条件付きではなく確約されていること。
- ・課税年度末から2.5ヵ月以内に実際に支払われていること。

(注)：現金主義を採用する「関係者 (自営業者の場合、配偶者、兄弟姉妹、祖父母・父母・子・孫等の血族)」に対する給与については、実際に支払った年度まで控除することはできない。

選択肢 (B)：控除の要件として、事業活動を行う上で通常発生し必要な費用であり、なおかつ、従業員の役務が事業活動に直接関連していること。∴選択肢 (B) "indirectly" が誤りとなる。

## 2. A ランク

## 出題トピック 給与賃金

Answer (B) is correct.

会社がその従業員に融資した場合、従業員からの返済が見込めなくなった場合に限り給与賃金として控除することができる。

本問は、上記に該当する状況ではない。

∴\$6,275 + \$500 = \$6,775

選択肢 (B) が正解となる。

## 3. B ランク★

## 出題トピック 役員報酬

Answer (B) is correct.

控除の要件として支払額が合理的 (reasonable) な金額であること (同じ状況にある他企業の同様な労働への支払額と比べ著しく高くないこと)。

ゴールデン・パラシュート (golden parachute)

とは、企業の買収等による経営陣の解任や権限縮小に伴う代償として、役員に対し多額の割増報酬を支払うことをいう。具体的には、役員に対し過去5年間の平均報酬の3倍以上の報酬

(退職金)を支払った場合、平均報酬を超える部分がゴールデン・パラシュート報酬とみなされる。この場合、平均報酬を超える部分に関して法人側は控除が認められず、また報酬を受領する役員側では通常の個人所得税に追加して平均報酬を超える部分に通常20%の罰則税が課されることになる。

本問の場合、Nicole 氏に支払った報酬のうち \$600,000はゴールデン・パラシュート報酬とみなされるため、控除不可。

∴控除可能な金額は、

\$1,500,000 - \$600,000 = \$900,000

∴選択肢 (B) が正解となる。

## 4. B ランク

## 出題トピック 給与賃金

Answer (B) is correct.

選択肢 (A) : Vacation pay (休暇手当) は、会計主義に関わらず、また、従業員が実際に当課税年度中に休暇を取得するかどうかに関わりなく、従業員に支払った年度に控除することができる。

選択肢 (B) : 事業に使用する建物の建設に際し従業員に支払った賃金は「直接労務費」に該当するため、事業経費として控除するのではなく資産計上される。∴ 選択肢 (B) は誤った記述であり、正解となる。

選択肢 (C) (D) : 合理的な (reasonable) 金額であると明記されているため、控除することができる。

## 5. B ランク★

## 出題トピック 給与賃金

Answer (C) is correct.

## 休暇手当 (vacation pay)

会計主義に関わらず、また、従業員が実際に当課税年度中に休暇を取得するかどうかに関わりなく、従業員に支払った年度に控除することができる。

2013年度に控除可能なのは、2013年度に支払った \$20,000 + \$100,000 = \$120,000 である。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 6. B ランク★

## 出題トピック 給与賃金

Answer (B) is correct.

## 報酬の現物支給

雇用主が従業員に対し給与 (人的役務の対価) を金銭ではなく現物で支払った場合、その FMV を給与賃金として控除することができる。但し、当該現物の FMV と basis の差額は譲渡損益として認識しなければならない。(一旦その資産を売却してから直ちにその対価の全額を従業員に支払ったと考えるとよい。)

給与賃金 : \$4,000 expense (FMV)

譲渡損 : \$4,000 - \$4,750 = \$750 loss

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 7. C ランク

## 出題トピック 付加給付 (fringe benefit)

Answer (B) is correct.

選択肢 (A) : 雇用主負担の「適格教育費」のうち、従業員側では年間 \$5,250 まで非課税の「福利厚生」の取扱いを受けられる。\$5,250 を超えた部分については「給与賃金」となる。∴ 誤り。

選択肢 (B) : カフェテリア・プラン (選択型福利厚生制度) とは、従業員が現金または福利厚生サービスのメニューの中から自由に好きなものを選ぶ制度である。∴ 正しい記述であり、選択肢 (B) が正解となる。

選択肢 (C) : 従業員側で給与として課税されていなくとも、福利厚生費として控除できる。∴ 誤り。

選択肢 (D) : 問6の解説を参照のこと。現物の FMV と basis の差額は譲渡損益として認識しなければならない。

∴ 誤り。

## 8. B ランク

## 出題トピック 付加給付 (fringe benefit)

Answer (D) is correct.

カフェテリア・プラン (選択型福利厚生制度) とは、従業員が現金または福利厚生サービスのメニューの中から自由に好きなものを選ぶ制度である。

選択肢 (A) (B) (C) : 従業員は、非課税扱いが認められた福利厚生サービスを選べば非課税扱いを受けられる。現金での支給を選んだ場合には給与として課税対象となる。∴ 正しい。

選択肢 (D) : カフェテリア・プランへの参加資格について一部の高額所得者が優遇差別されている場合には、上記の者は非課税扱いを受けられず、課税対象となる。∴ 誤りであり、選択肢 (D) が正解となる。

## 9. B ランク★

## 出題トピック 付加給付 (fringe benefit)

Answer (D) is correct.

選択肢 (A) : 雇用主負担の「**適格通勤交通費** (例 : 定期券代)」「**適格駐車場代**」は従業員 1 人あたり月額\$245 (2013) を上限として非課税の福利厚生として扱われる。

選択肢 (B) : 金額がごく少額の場合は、

「**de minimis fringe benefit (とるに足らない福利厚生)**」となり、非課税の福利厚生として扱われる。例 : 会社からのクリスマスギフト、会社が用意したコーヒー・菓子を飲食する、会社のコピー機を私用で使用する等。

選択肢 (C) : 「**適格従業員割引**」は原則非課税。

選択肢 (D) : 従業員およびその家族のみが使用できる「雇用主の**事業所内にある運動施設** (例 : ジム、プール)」を無償で使用しても、非課税の福利厚生として扱われる。

従業員とその家族の**公営運動施設**の会費を雇用主が負担した場合は、上記には該当せず、原則通り課税対象となる。

∴**選択肢 (D) が正解となる。**

## 10. C ランク

## 出題トピック 給与賃金

Answer (D) is correct.

- ・ 給与2人分 \$24,000
- ・ 子供の保育手当  $\$3,600 \times 2 \text{人分} = \$7,200$   
 ※従業員が働くために雇用主が適格子供の保育料等を負担した場合、従業員 1 人あたり年間 \$5,000 を上限に非課税の福利厚生とすることができる。
- ・ 棚卸資産である FMV\$800 の洋服の現物支給

雇用主である Karla 氏は、上記合計\$32,000 を給与賃金および福利厚生費として控除することができる。∴**選択肢 (D) が正解となる。**

## 11. B ランク★

## 出題トピック 付加給付 (fringe benefit)

Answer (C) is correct.

選択肢 (A) : 雇用主負担の「**適格養子費用**」は、年間\$12,970 (2013) を上限として非課税の福利厚生として扱われる。

選択肢 (B) : 雇用主負担の「教育費」は、年間\$5,250 を上限として非課税の福利厚生として扱われる。

選択肢 (C) : 雇用主負担の「**団体生命保険料**」は、\$50,000 までの保険金に対応する保険料部分が非課税の福利厚生となる。  
 ∴\$50,000 を超える保険金に対応する保険料部分は課税対象になるので、**選択肢 (C) が正解となる。**

選択肢 (D) : 雇用主負担の「**適格子供の保育料**」は、年間\$5,000 を上限に非課税の福利厚生となる。

**3-2. Cost of Goods Sold (COGS) (売上原価)****12. A ランク★**

出題トピック 売上原価

Answer (B) is correct.

当期製品製造原価

＝直接材料費 (direct materials)

＋直接労務費 (direct labor)

＋製造間接費 (factory overhead)

※材料仕入時に発生した運送費用・保険料等の付随費用を含む。

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| <b>Freight-in</b><br>(仕入運賃)  | 仕入の金額に加算   |
| <b>Freight-out</b><br>(発送運賃) | 販売費及び一般管理費 |

また、Uniform capitalization rule (統一資本化ルール ※【SU5】にて後述) により、税務上も製造業者 (建設業者も含む) は全部原価計算 (full absorption costing) が要求されている。

|                      |                                      |
|----------------------|--------------------------------------|
| 期首棚卸高<br>\$0         | <b>COGS (差額)</b><br><b>\$ 59,585</b> |
| 当期製品製造原価<br>\$35,000 |                                      |
| +1,585               |                                      |
| +27,000              |                                      |
| +6,000               |                                      |
| \$ 69,585            | 期末棚卸高<br>\$10,000                    |

選択肢 (B) が正解となる。

**13. A ランク**

出題トピック 売上原価

Answer (D) is correct.

賃借料および発送運賃 (freight-out) は販売費及び一般管理費である。

|                      |                                     |
|----------------------|-------------------------------------|
| 期首棚卸高<br>\$5,000     | <b>COGS (差額)</b><br><b>\$24,200</b> |
| +10,000              |                                     |
| \$15,000             |                                     |
| 当期製品製造原価<br>\$17,500 | 期末棚卸高<br>\$6,250                    |
| +2,350               |                                     |
| +300                 |                                     |
| \$ 20,150            |                                     |
|                      | +4,700                              |
|                      | \$10,950                            |

選択肢 (D) が正解となる。

**14. A ランク★**

出題トピック 売上原価

Answer (A) is correct.

|                     |                                     |
|---------------------|-------------------------------------|
| 期首棚卸高<br>\$55,650   | <b>COGS (差額)</b><br><b>\$88,700</b> |
| 当期商品仕入高<br>\$72,000 |                                     |
| +3,550              | 期末棚卸高<br>\$42,500                   |
| \$ 75,550           |                                     |

選択肢 (A) が正解となる。

### 3-3. Interest Expense (支払利息)

#### 15. B ランク★

出題トピック 支払利息

**Answer (A) is correct.**

自営業者の事業活動上の借入利息は Form 1040 Schedule C で控除することができる。

現金主義採用の場合、通常、利息の支払年度に控除することができる（※前払利息は期間配分要）が、既存の借入金返済のために同一の貸主（例：銀行）から借入れを行った場合は控除することが認められない。

∴選択肢 (A) : \$0 が正解となる。

#### 16. B ランク

出題トピック 支払利息

**Answer (C) is correct.**

問15の解説を参照のこと。

∴選択肢 (C) : \$0 が正解となる。

#### 17. C ランク

出題トピック 支払利息

**Answer (C) is correct.**

“事業用資産に対する持分”を取得するための借入利息は、事業利息 (business interest) として控除することができる。

借入利息\$2,000のうち事業利息となるのは、

$$\$2,000 \times \frac{\$60,000}{\$60,000 + \$15,000} = \$1,600$$

残りは投資利息 (investment interest) となる。

∴選択肢 (C) が正解となる。

### 3-4. Rent Expense (支払家賃)

#### 18. A ランク★

出題トピック 前払家賃

Answer (D) is correct.

前払費用は、会計主義に関わりなく（つまり、現金主義を採用している納税者であっても、）原則として、費用を対応期間に配分し控除しなければならない。

当期支払った家賃\$33,000のうち当期控除できるのは、月額\$1,500×10ヶ月（3～12月分）  
＝\$15,000

∴選択肢 (D) が正解となる。

#### 19. A ランク

出題トピック 前払家賃

Answer (B) is correct.

問18の解説を参照のこと。

当期支払った家賃\$28,800のうち当期控除できるのは、月額\$1,200×10ヶ月（3～12月分）  
＝\$12,000

∴選択肢 (B) が正解となる。

#### 20. A ランク

出題トピック 前払家賃

Answer (A) is correct.

問18の解説を参照のこと。

2012年度：2012年7月1日に1年分の家賃を前払いしているが、2012年度に支払家賃として控除できるのは半年分の\$30,000となる。

2013年度：2013年度には年間家賃の\$60,000全額（前払家賃を含む）を支払家賃として控除できる。∴選択肢 (A) が正解となる。

#### 21. C ランク★

出題トピック 賃借権取得費  
(lease acquisition cost)

Answer (A) is correct.

手数料や弁護士費用などの賃借権取得に係る付随費用を含む「賃借権取得費 (lease acquisition cost)」は、会計主義に関わりなく（つまり、現金主義を採用している納税者であっても）資産計上し、賃借期間にわたり償却しなければならない。

Charlie 氏は4年契約の建物賃借権（土地であれば借地権という）を取得しているが、付随費用を含む賃借権取得費+前払家賃\$27,000は対応期間に配分し控除することになる。

$\$27,000 \div 4 \text{ 年} = \$6,750$

∴選択肢 (A) が正解となる。

#### 22. A ランク

出題トピック 前払家賃

Answer (C) is correct.

問18の解説を参照のこと。

残りの家賃を前払いしたことで、10月以降の家賃が値引きされている。

当年度に支払家賃として控除できるのは、

$\$700 \times 3 \text{ ヶ月分 (7～9月)}$

$+ \$675 \times 3 \text{ ヶ月分 (10～12月)}$

計\$4,125

∴選択肢 (C) が正解となる。

#### 23. A ランク

出題トピック 前払家賃

Answer (B) is correct.

問18の解説を参照のこと。

当期支払った家賃\$31,000のうち当期控除できるのは、年間家賃の\$6,200（1月～12月分）のみである。

∴選択肢 (B) が正解となる。

## 24. C ランク

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 出題トピック | 賃借権取得費<br>(lease acquisition cost) |
|--------|------------------------------------|

**Answer (D) is correct.**

問21の解説を参照のこと。

Bob 氏は4年契約で事務所の賃借権を取得しているが、付随費用を含む賃借権取得費+前払家賃\$21,600は対応期間に配分し控除することになる。

$\$21,600 \div 4 \text{ 年} = \$5,400$

∴選択肢 (D) が正解となる。

## 25. C ランク

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 出題トピック | 賃借権取得費<br>(lease acquisition cost) |
|--------|------------------------------------|

**Answer (C) is correct.**

問21の解説を参照のこと。

$\$55,000 + \$5,000 \text{ (付随費用)} = \$60,000$

賃借期間は10年であるため、2013年度には  $\$60,000 \div 10 \text{ 年} = \$6,000$  のみ控除できる。

∴選択肢 (C) が正解となる。

**3-5. Taxes (諸税金)****26. A ランク★****出題トピック** 事業に関連する税金**Answer (A) is correct.**

事業用不動産に係る固定資産税は、州・地方・外国税を問わず、いずれも控除することができる。但し、固定資産税の1種である特別賦課税 (special assessment tax) は、不動産の価値を高めることとなる支出であり、控除することはできない (不動産の basis に加算することになる)。

∴控除可能な固定資産税は、

= \$1,975 + \$980 = **\$2,955**

※上下水道料金は「水道光熱費」として控除可。

∴**選択肢 (A) が正解となる。**

**27. C ランク****出題トピック** 事業に関連する税金**Answer (D) is correct.**

チャレンジ問題である。

1) 事業用資産に係る地方受益者負担税は、(受益者の不動産の価値の増加につながるものでなく) 便益施設の維持・修理又は支払利息に充当される場合のみ控除することができる。

2) エスクローに預託する月々の担保ローンの支払いに含まれている事業用資産に係る固定資産税は、貸主が実際に納税しない限り、控除できない。

3) 事業で使用するガソリン税、及びディーゼル燃料やその他の自動車燃料税は、(支払税金ではなく) 燃料費の一部として控除する必要がある。

4) 事業用資産に係る州・地方の動産税は、全て控除できる。

1) ~ 4) は全て正しい記述である。

∴**選択肢 (D) が正解となる。**

**28. A ランク★****出題トピック** 事業に関連する税金**Answer (B) is correct.**

事業用の不動産・動産取得税および売上税はその取得価額に含まれ資産計上される。また、棚卸資産の仕入に係る売上税等はその取得原価に含まれ資産計上される。

∴事業経費として控除可能な諸税金は、

\$1,500 (当年度分の固定資産税)

+ \$150 (事務用消耗品に係る売上税)

= **\$1,650**

※自動車取得税 (トラック) と棚卸資産の仕入に係る売上税は、即費用化できず、資産計上される。

∴**選択肢 (B) が正解となる。**

### 3-6. Manufacturing Deduction (製造業控除)

#### 29. B ランク★

出題トピック 国内製造売上高 (DPGR)

Answer (C) is correct.

米国内で製造活動を営む納税者は、国内製造活動所得控除 (domestic production deduction) を利用できる。

| 国内製造売上高<br>(domestic production gross receipts: DPGR)                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「国内製造売上高 (domestic production gross receipts : DPGR)」とは、米国内で納税者が全部または重要な部分 (whole or significant part) について製造 (建設)、栽培、採取した適格製品 (建物) の販売やリース等による収入、および米国内の納税者により制作された適格映画作品の販売やリース等による収入などをいう。<br>※例外: 「関係者」に対するリースによる収入は DPGR とは認められない。但し、「関係者」に対する販売は DPGR に含まれる。 |

選択肢 (C) : 建物の建設場所がメキシコであるため、DPGR に該当しない。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

#### 30. C ランク

出題トピック 製造活動所得控除

Answer (A) is correct.

米国内で製造活動を営む納税者は、国内製造活動所得控除 (domestic production deduction) を利用できる。

- 1) 適格製造活動所得 (qualified production activities income : QPAI※)
- 2) QPAI 控除前の課税所得
- 3) 国内製造に直接配分される給与所得の 50%

控除額は上記いずれか小さい金額に 9% を乗じた額となる。

※QPAI の算出方法

|                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Domestic production gross receipts (DPGR)<br>(国内製造売上)<br>< Cost of goods sold ><br>(その売上に対する売上原価)<br>< Other directory allocable expenses or losses ><br>(その売上に直接配分できるその他の費用)<br>< Proper share of other deductions ><br>(その売上に間接配分されるその他の費用) |
| Qualified Production Activities Income (QPAI)                                                                                                                                                                                                 |

本問における計算は以下の通り。

- ① QPAI を計算する。

$$QPAI = \$200,000 \text{ DPGR} - (\$40,000 \text{ 売上原価} + 40,000 \text{ その他費用}) \times 60\% = \$116,000$$

- ② 以下のいずれか小さい金額に 9% を乗じる。

$$1) \$116,000 \times 9\% = \$10,440$$

$$2) \$150,000$$

$$3) \$240,000$$

製造活動所得控除の控除額は \$10,440 となる。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。